館山市高齢者等配食サービス事業委託業者選定要領

1 趣旨

日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対し、昼食の配食サービスを行うことにより、食生活の改善及び健康の増進を図るとともに安否の確認を行い、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的とすることから、配食サービスの事業提案及び事業計画書(営業管理体制等を含む)の内容の相対的な評価により、最適な委託予定業者の選定を行うものである。

- 2 委託事業名 館山市高齢者等配食サービス事業委託
- 3 選定方式 公募型プロポーザル方式
- 4 事業内容

別紙「館山市高齢者等配食サービス事業委託仕様書」のとおり

- 5 提出書類等について
 - (1) 公募型プロポーザル参加申請書(様式第1号)・・・1部
 - (2) 事業の実施を証明する書類・・・<u>1部</u> 現在、市内において事業所等を設け、事業を行っていることを証明する書類 ※写しでも可
 - (3)管理栄養士又は栄養士の免許証の写し・・・<u>1部</u> 本事業に配置する管理栄養士又は栄養士の栄養士免許証の写し ※配置予定の場合でも可
 - (4) 事業計画書・・・申請時1部、後日9部
 - ※大きさは A4 版とし、適当な位置にページ番号を記載すること
 - 《以下の構成・内容で作成すること》
 - ①配食サービスの事業内容について
 - ア 衛生管理面の考え方
 - イ 配達ルート、配達方法について (調整の仕方、お弁当の保温の工夫等)
 - ウ メニューについて (内容や献立の考え方等)
 - エ お弁当箱について (容器の形状、確保できる個数等)
 - オ 安否確認時等の緊急連絡の方法・手段
 - カ 調理・配達時に事故があった場合の対応
 - ②実施体制及び人員配置等について

- ア 使用する車の数及び車種等
- イ コーディネートについて
 - ・休日、当日等における配食変更の連絡体制
 - ・スケジュール管理・台帳管理・実績報告(パソコン使用等)
- ウ 人員配置 (調理体制、配達人員等)
- エ 管理栄養士・栄養士について (委託によるか等)
- ③事業所について(予定場所でも可)
 - ア 所在地について
 - イ 調理場所について
- ④その他 (何かあれば記載可)
- (5) 会社概要・・・1部

注:経歴及び実績がわかるもの

- (6) 法人登記事項証明書・・・1部
- (7) 印鑑証明書・・・1部
- (8) 使用印鑑届 (様式第2号)・・・1部 (使用印が実印と違う場合のみ)
- (9) 国税の納税証明書(法人 その3の3)・・・1部
- (10) 千葉県税の納税証明書(納税証明書その2)・・・1部
- (11) 館山市税の完納証明書・・・1部
- (12) 財務諸表・・・1部
- (13) 営業所一覧表・・・1部
- (14) 見積書(様式第3号)・・・1部

注1:1食あたりの単価で見積ること

注2:別紙の見積書様式を参照し、調理・配達等の積算内訳を示すこと

- (15) 試食用のお弁当・・・計2個(企画提案説明会当日持参)
 - ①別紙「試食用のお弁当について」を参考にすること
 - ②お弁当箱については、実際に使用する予定のものを使うこと (保温用の容器等が別にある場合は、その容器に入れたものを用意すること)
 - ③試食用のお弁当は、それぞれ1個ずつ(計2個)用意すること
- (16) 成分表・・・9部(企画提案説明会当日持参)

試食用のお弁当について、献立の内容、1 食当たりのエネルギー、たんぱく質、脂質及び食塩相当量の値を記載した資料を作成し、それぞれのお弁当に添付すること。また、高齢者に提供することを踏まえ、調理や味付け等に工夫した点があれば、適宜記載してよい。

6 書類等の提出期限等について

提出期限	提出書類等	提 出部数等	備考
平成 31 年 1 月 25 日(金) 正午まで持参	(1)公募型プロポーザル参加申請書 (2)事業の実施を証明する書類(写し可) (3)管理栄養士又は栄養士の免許証の写し (4)事業計画書 (5)会社概要 (6)法人登記事項証明書 (7)印鑑証明書 (8)使用印鑑届 (使用印が実印と違う場合のみ) (9)国税の納税証明書 (法人 その3の3) (10)千葉県税の納税証明書 (納税証明書その2) (11)館山市税の完納証明書 (12)財務諸表 (13)営業所一覧表 (14)見積書	各1部	(4)事業計画書については後日、残りを提出
平成 31 年 2 月 8 日(金) 午後 5 時まで持参	(4)事業計画書	9 部	
平成 31 年 2 月 15 日(金) 当日持参	(15)試食用のお弁当 (16)成分表	計2個9部	企画提案説明会 当日

※平成31年1月25日(金)以降の書類については、<u>企画提案説明会への参加が適</u>格であると認められた事業者のみ提出すること。

(館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係に持参にて提出)

7 企画提案説明会の開催について

(1) 開催日及び会場

平成31年2月15日(金)

館山市役所 本館2階会議室

- ※開始時刻については、適格と認めた事業者に対し、平成31年2月1日(金)までに個別に通知する(開始時刻の10分前までに来場すること)。
- ※本説明会は、適格と認めた事業者が1者のみの場合でも開催するものである。
- (2) 内容

各事業者による提案事業のプレゼンテーションを実施する。

- ・事業者による事業説明 30分以内
- ・審査委員による質疑応答 20分程度
- (3)審査方法
 - ①審查委員

館山市健康福祉部長、館山市健康福祉部高齢者福祉課長、館山市健康福祉部社会福祉課長、館山市教育委員会こども課主任管理栄養士など、全8名とする。

②審査基準

審査事項	評価基準	評価点
	□衛生管理面の考え方	15点
ア 配食サービスの 事業内容について	□配達ルート、配達方法について (調整の仕方、お弁当の保温の工夫等)	5点
* //*/	□メニューについて (内容や献立の考え方等)	5点
	□お弁当箱等について (容器の形状、確保できる個数等)	5点
	□安否確認時等の緊急連絡の方法・手段	15点
(65点)	□弁当配達時の利用者の状態把握の方法	15点
	□調理・配達時に事故があった場合の対応	5点
	□使用する車の数及び車種等	5点
イ 実施体制及び人 員配置等について	□コーディネートについて ・休日、当日等による配食変更の連絡体制 ・スケジュール管理・台帳管理・実績報告 (パソコン使用等)	15点
	□人員配置 (調理体制、配達人員等)	5点
(30点)	□管理栄養士・栄養士について (委託によるか等)	5点
ウ 事業所について	□所在地について	5点
(10点)	□調理場所について	5点
エ お弁当の内容について	□見た目や主食・主菜・副菜のバランス・量 が整っているか	10点
(20点)	□味付けや食べやすさはどうか (高齢者向けの味付け・食感・大きさ等)	10点
上 事类到至人的?~	□全体的に業務を理解しているか	5点
オ 事業計画全般に ついて (2.5.ま)	□説明はわかりやすいか、熱意・誠実さを感 じるか	5点
(25点) 	□見積り単価は妥当か(④による)	15点

上に掲げる5分野、計18項目について、計150点満点で評価する。

③ 評価基準は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準	乗率	15点満点	10点満点	5点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	×1.0	15点	10点	5点
優れた内容である	×0.8	12点	8点	4点
平均的な内容である	×0.6	9点	6点	3点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	×0.4	6点	4点	2点
提案が出来ていない	×0.0	O点	O点	0点

④ 価格評価(相対評価)

最も提案金額が低い団体(A):15点

他の団体: (Aの団体/当該団体の金額) 小数点以下第2位四捨五入×15点

⑤ 総合得点

「審査委員全員の平均点(小数点以下第2位四捨五入)+価格評価点」の得点上位の提案者から順位付けを行い、第1位の者を優先交渉権者とする。

ただし、④を除く評価項目の点数(配点135点)

について、審査委員全員の平均点が81点以上で、かつ、15点配点の項目について、各項目の委員全員の平均点が9点以上の場合に限る。

⑥ その他

- 1)参加団体が1団体であっても優先交渉権者を選定する。
 - ※「⑤ 総合得点」ただし書き以降の条件を満たす場合に限る。
- 2) 審査結果について異議申し立ては認めない。

8 委託予定業者の選定について

(1) 選定の方法

企画提案説明会における各審査委員の評価点の合計を当該事業者の得点とし、最も 高い得点を獲得した事業者を委託予定業者として選定する。

(2) 結果の通知

企画提案説明会における委託予定業者の選定結果は、平成31年2月25日(月) までに個別に通知する。

(3) 選定理由の説明

企画提案説明会において委託予定業者に選定されなかった事業者は、平成31年3月5日(火)までの間、選定の理由について説明を求める旨を申し出ることができるものとする。

9 その他

- (1) 提出期限までに事業計画書等が到着しない場合は、棄権したものとみなす。
- (2) 事業計画書の作成、企画提案説明会等に係る経費は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない(お弁当箱については後日返却する)。また、申請書等の書類は、企画提案説明会の参加資格を審査するための参考資料とするものである。
- (3) 提案書等は、プロポーザル以外で応募事業者に無断で使用しないものとする。

10 本件に関する照会・提出先

本件に関する照会は、平成31年1月15日(火)正午まで高齢者福祉課でFAXにて受け付ける。

回答については、後日、館山市役所ホームページに掲載する。

【問い合わせ先】

∓294−8601

千葉県館山市北条 1145-1 館山市役所

健康福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係

TEL: 0470-22-3487、FAX: 0470-23-3115(代)

※FAXを送付する場合は、必ずあて先を記入すること。

試食用のお弁当について

試食用のお弁当は、下記の献立①・献立②の2種類を1個ずつ(計2個)用意し、事業計画説明会当日に持参すること。

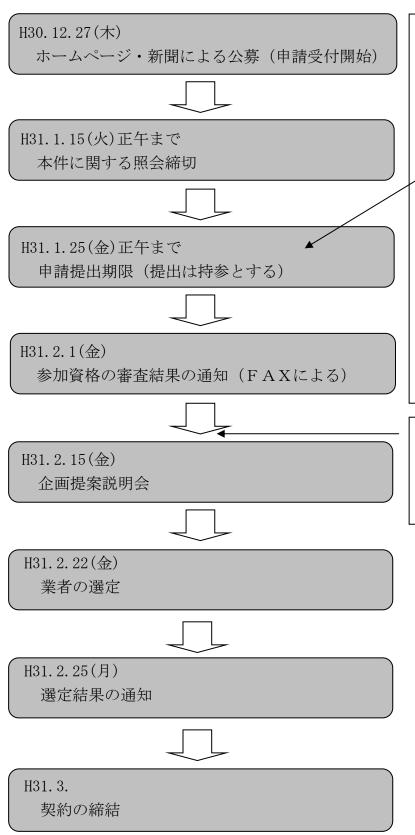
また、献立の内容や、1食あたりのエネルギー、たんぱく質、脂質及び食塩相当量の 値を記載した資料を作成し、それぞれのお弁当に添付すること。

献立①

- ○主食・・・ごはん
- ○主菜・・・サバのみそ煮
- ○副菜・・・じゃが芋の煮物
- ○その他副菜・・・数品

献立②

- ○主食・・・ごはん
- ○主菜…酢豚
- ○副菜・・・ひじきの煮物
- ○その他副菜・・・数品
- ・「館山市高齢者等配食サービス事業委託仕様書」にある別紙1「配食サービスの内容について」を参考にし、1食あたりのエネルギー、たんぱく質、脂質及び食塩相当量について、高齢者に配慮した内容(目安量)で調理すること。
- ・献立①・献立②ともにその他副菜の内容は自由とする。



以下の書類を全て1部提出する

- ・公募型プロポーザル参加申請書
- ・事業の実施を証明する書類(写し可)
- ・管理栄養士又は栄養士の免許証の写し
- 事業計画書
- 会社概要
- 法人登記事項証明書
- 印鑑証明書
- ・使用印鑑届 (使用印が実印と違う場合のみ)
- ・国税の納税証明書
- ・千葉県税の納税証明書
- ・館山市税の完納証明書
- 財務諸表
- 営業所一覧表
- 見積書

2/8(金)までに申請時に提出したものと同じ 事業計画書を、健康福祉部高齢者福祉課高齢 者福祉係へ9部提出すること

※午後5時まで

注: それぞれの日程は予定であり、変更する場合がある。